

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
16	特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充	長野県	1
30	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和	浜松市	7
25	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	三重県	14
28	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止	藤枝市	17
17	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用	兵庫県	25
7	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し	広島県	33
22	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し	秋田県	39
19	地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化	横浜市	50
21	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加	兵庫県	60
29	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化	京都府	65
8	夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和	鳥取県	73

特定地域づくり事業協同組合制度に関する提案

特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大

特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大

特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し



長野県

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・IJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣 利用料金

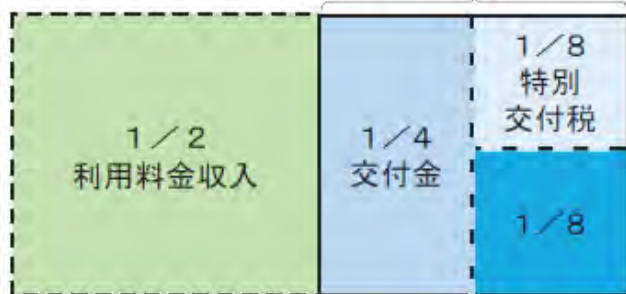
特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成



財政支援

認定

都道府県

県内の認定組合

- ・ 生坂村特定地域づくり事業協同組合（生坂村）
- ・ おたり地域づくり協同組合（小谷村）

計 2 組合

3

	生坂村特定地域づくり事業協同組合	おたり地域づくり協同組合
認定年月日	令和 3 年 8 月 3 日	令和 3 年 11 月 24 日
派遣職員数	2 名	3 名
主な派遣先	農業（ぶどう）、総合工事業（事務）、介護事業（社会福祉協議会）、地方公務（村）	娯楽業（スキー場）、飲食料品小売業・飲食業（道の駅）

県内で活用意向がある市町村

- ・・・ 1 町

以降、新規認定なし。
活用意向があるのも 1 町のみ。
他にもいくつかの市町村で検討の動きはあるが、いずれも具体化はしていない。

年間を通じた雇用の確保が難しく、安定した組合運営や、組合の新規設立に至らない

人口急減地域にある農山村・・・産業構造に偏り（主に農業）

冬期（農閑期）に派遣する仕事がない

▶ 他産業への派遣・・・派遣が禁止されている業務がある（労働者派遣法第4条）
建設業や林業（建設業務を含む地ごしらえ、植栽）等への派遣は不可能

組合員以外への派遣・・・組合員の年間総利用分量の100分の20以下に限られる
（中小企業等協同組合法第9条の2第3項）
冬期間の派遣先となり得る事業所（役場等）があっても、
組合員になることができないため、冬期（約3か月間）を通じた派遣先とすることは不可能

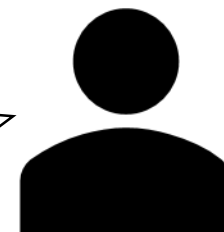
他地域への派遣・・・組合が位置する市町村以外の事業所への派遣禁止
（人口急減地域特定地域づくり推進法第19条）
他地域に冬期の仕事があったとしても派遣は不可能



認定済みの組合

- ・ 農閑期の派遣先確保が課題。
- ・ 建設業において現場作業ができるようになれば、冬期にも仕事はある。
- ・ 別の組合とは繁忙期が逆なので、相互に派遣し合うことができればよい。

- ・ 農業の担い手が不足しており、その面で活用したいが、1月～3月の仕事の確保が課題である。
- ・ 建設業や林業等の仕事はあるが、派遣が禁止されている。
- ・ 昨年度活用を検討したが、冬期の仕事が限られており、役場への派遣も、利用量の制限があることなどから、「実現可能性なし」として検討がストップしている。



未活用自治体
(数市町村)

提案内容及び見直しによる効果

提案内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、

派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること

中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること

人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和すること

効果

地域で派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が安定した通年雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保や移住・定住の促進につながる。

